

司法が原発を止めた

高浜原発3・4号機運転差し止め判決から



原子力発電に 反対する福井県民会議

福井県平和センター事務局長

宮下 正一

判決が言い渡され、勝利の歓声が沸いた瞬間です。

この申立人は、福井県の方が3人、京都・大阪・神戸からそれぞれ2人ずつの9名です。

2015年4月14日、福井地方裁判所の前庭に400人を超える人が集まり、歓声で湧きあがりました。それは、たった9名の皆さんで申し立てた「高浜原発3・4号機運転差し止め処分命令申立」の勝訴

仮処分裁判は、普通は保証金が必要になるため、場合によっては全財産を没収される危険性をはらんでいるのです。

その事から考えると申し立てた皆さんは、決死の覚悟での裁判闘争だったのです。

皆さんの決死の取り組みとそれを支えた弁護士、歴史的判決を出した福井地方裁判所・樋口裁判官に心より賞賛を送ります。

1、判決本文

① 債務者は、福井県大飯郡高浜町田ノ浦1において、高浜発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。

② 申立費用は債務者の負担とする。

(これにより、保証金の必要が無くなりました。)

2、判決の要旨

今回の判決の要旨は、6つの観点から記述されています。

それらについて判決文や弁護士の皆さんの発言などにより説明させていただきます。

① 基準地震動700ガルを超える地震について

まず、最近ニュースなどでよく耳にする「基準地震動」について判決ではこれでは駄目だと述べているのです。

基準地震動は、原子力規制委員会が過去の地震を参考にして定めています。

高浜原発においてもそれ以外の原発においても、今後起こりうるであろう地震が起きる場所を特定しないで地震動の規模(地震の強さ)を推定するのが「基準地震動」なのです。

簡単に言うと過去の地震の内の「基準Ⅱ平均」みたいなものになります。

裁判所は、原子力発電所のような大変危険な施設を地震の強さを平均的な数値で審査するべきでなく、考えられうる最高の強さで審査

すべきだと言っていると思われます。

「活断層の状況から地震動の強さを推定する方式の提言者である入倉孝次郎教授は、新聞記者の取材に応じて『基準地震動は計算で出た一番大きな揺れの値であるように思われる事があるが、そうではない。』『私は科学的な式を使って計算方法を提案してきたが、平均からずれた地震はいくらでもあり、観測そのものも間違っていることもある。』と答えている。」と判決でその根拠を述べているのです。

そして「地震の平均像を基礎として万一の事故に備えなければならぬ原子力発電所の基準地震動を策定することに合理性を見出し難いから、基準地震動はその実績のみならず理論面でも信頼性を失っていることになる。」とほぼ全面否定しているのです。

そして「基準地震動を超える地震が到来すれば、施設が破損するおそれがあり、その場合、事態の把握の困難性や時間的な制約の下、収束を図るには多くの困難が伴い、炉心損傷に至る危険が認められる。」と述べています。

② 基準地震動である

700ガル未満の地震について

高浜原発の建設当初の基準地震動は、370ガルだったが再稼働のために関西電力が550ガルで計算し直したが規制委員会の指摘により、700ガルに引き上げたのです。

しかし、計算値は引き上げたにもかかわらず、根本的な耐震補強もないまま当初の計算値に安全余裕があるとして関西電力が申請し、規制委員会はそれを認めたのです。

判決では、「原発の耐震安全性の確保の基礎となるべき基準地震動の数値だけを引き上げるという対応は社会的に許容できることではないし、債務者のいう安全設計思想と相容れないものと思われる。」と断じています。

社会的には、安全余裕とは20%、50%ぐらいで倍を超える設計安全基準だったとしたら過大設計と言われると思われます。

しかし、原発の設計強度の倍を大きく超える安全余裕があるとは考えられないものです。

もしあったとしてそれでは、今回規制委員会が認めた施設は、まった



く安全余裕がなくなったものになってしまふのです。

③ 補強もないまま

当初の計算値

さらに、関西電力が言う多重防御についても根本的な指摘を行っています。

それは、関西電力が700ガルでも外部電力が断たれ、主給水ポンプが破損して主給水が断たれるおそ

れがあるとして、外部電力と主給水によって冷却機能を維持するのが原子炉の本来の姿である。安全確保の上で不可欠な役割を第1次的に担う設備はこれを安全上重要な設備であるとして、その役割にふさわしい耐震性を求めるのが健全な社会通念であると考えられる。このような設備を安全上重要な設備でないとする債務者の主張は理解に苦しむ。」と

しているのです。

ようするに、原子力発電で原子炉に冷却水を供給し続けるのは極めて大切なことであるにもかかわらず、安全確保に重要な施設にしてい

ことは、問題であると言っています。

「多重防御とは堅固な第1陣が突破されてもお第2陣、第3陣が控えているという備えの在り方をさす」と解されるのであつて、第1陣の備えが貧弱なため、いきなり背水の陣となるような備えの在り方は多重防御の意義からはずれるものと思

われる。」との厳しい指摘をしています。

そして「基準地震動である700ガル未満の地震によつても冷却機能喪失による炉心損傷に至る危険が認められる。」としています。

④ 冷却機能の

維持についての小括

関西電力は、基準地震動を超えて起こったところは、高浜と違った所で起きているから高浜と地域差があると言っています。

このことについても「これらの主張の根拠はそれ自体確たるものでないし、我が国全体が置かれている上に述べた厳然たる事実（日本が4つのプレートとの境目にある事）の前では大きな意味を持つことはないと考えられる。各地の原発敷地外に幾たびか到来した激しい地震や各地の原発敷地に5回に渡り到来した基準地震動を超える地震が高浜原発に到来しないというのは根拠に乏しい楽観的見通しにしかすぎないといえる。さらに、基準地震動に満たない地震によつても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るというので

あれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。このような施設の在り方は、原子力発電所が有する前記の本質的な危険性についてあまりにも楽観的と言わざるを得ない。」として関西電力の言い分を蹴しているのです。

⑤ 使用済み核燃料について

この判決では、炉心と同等それ以上に「使用済み核燃料」について検討がなされ、批判しています。

それは、福島原発事故での使用済み核燃料の状態について「4号機の使用済み核燃料プールが破滅的事態を免れ上記の避難計画が現実的のものにならなかったのは僥倖（思いがけない幸運）といえる」と書いています。

その根拠は、「福島原発事故においては、4号機の使用済み核燃料プールに納められた使用済み核燃料が危機的状況に陥り、この危険性ゆえに原子力委員会委員長によって避難計画が立てられた。同計画での被害想定のうち、最も重大な被害を及ぼすと想定されたのは使用済み

核燃料プールからの放射能汚染であり、他の号機の使用済み核燃料プールからの汚染も考えたと強制移転を求めるべき地域が170キロメートル以遠にも生じる可能性や、住民が移転を希望する場合にこれを認めるべき地域が東京都のほぼ全域や横浜市の一部を含む250キロメートル以遠にも発生する可能性があり、これらの範囲は自然に任せておくならば、数十年は続くと考えた」としているのです。

関西電力は、安全余裕がある事から実際は基準地震動に対しても十分な耐震安全性を有していると言っていることに対して「本件使用済み核燃料プールにおいては全交流電源喪失から2日あまりで冠水状態が維持できなくなる。我が国の存続に関わるほどの被害を及ぼすにもかかわらず、全交流電源喪失から2日余りで危機的状態に陥る。そのようなものが、堅固な設備によって閉じ込められていないまあいわばむき出しに近い状態になっているのである。」と言いきっています。

さらに、「使用済み核燃料を閉じ込めておくための堅固な設備を設けるためには膨大な費用を要する

ということに加え、国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの認識に立つのではなく、深刻な事故はめつたに起きないだろうという見通しのもとにかような対応が成り立っているといわざるを得ない。」と述べているのです。

⑥ 被保全債権について

原発の安全施設・安全技術には多方面にわたる脆弱性があるとして次の4点の対応が行わなければ原発の脆弱性は解消できないと指摘しています。

① 基準地震動の策定基準を見直し、基準地震動を大幅に引き上げ、それに応じた根本的な耐震工事を実施する。

② 外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるように耐震性をSクラスにする。

③ 使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む。

④ 使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性をSクラスにする。

少なくともこのことをする必要がありと言っているのです。

さらに、使用済み核燃料プールの

計測装置はSクラスとすることや中央制御室を重要免震棟にして建設の猶予を与えるなど述べています。

最終的なまとめとして、伊方原発の最高裁判決が引用されています。

「この設置変更許可をするためには、申請に係る原子炉施設が新規制基準に適合するとの専門的技術的な見地からする合理的な審査を経なければならぬし、新規制基準自体も合理的なものでなければならぬが、その趣旨は、原子炉施設の安全性が確保されない時は、当該原子炉施設の従業員や周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼすなどの深刻な災害を引き起こすおそれがあることに堪がみ、このような災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、十分な審査を行わせることにある」と伊方最高裁判決をそのまま引用しています。

今回の判決は、最高裁判決に従っていることだと言っているのです。

その上で、「そうすると、新規制基準に求められるべき合理性とは、原発の設備が基準に適合すれば深刻

な災害を引き起こすおそれが万が一にもないといえるような厳格な内容を備えていることであると解するべきことになる。しかるに、新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。」と述べています。

さらに「原子力規制委員会委員長の『基準の適合性を審査した。安全だということを上げない。』という川内原発に関しての発言は安全に向けてでき得る限りの厳格な基準を定めたがそれでも残余の危険が否定できないという意味と解することはできない。同発言は、文字通り基準に適合しても安全性を確保できているわけではないことを



認めたにほかならないと解される。新規制基準は合理性を欠くものである。そうである以上、その新規制基準に本件原発施設が適合するか否かについて判断するまでもなく債権者らの人格侵害の具体的危険性が肯定できるということになる。」と結論付けたのです。

⑦ 保全の必要性について

「本件原発の事故によって債権者らは取り返しのつかない損害を被るおそれが生じることになり、本案訴訟の結論を待つ余裕がなく、また、原子力規制委員会の設置変更許可がなされた現時点においては、保全の必要性も認められる。」と仮処分

3、仮処分命令とは

仮処分命令とは、訴訟の結論を待つては著しい損害が生じるおそれがある時に仮の位置を定めるものです。

仮処分命令は、通常の判決とは異なり、直ちに効力が生じるため、高浜原発3・4号機は再稼働出来ない状態になったのです。

2014年5月21日の大飯原発訴訟判決も大飯原発の3・4号機の運転差し止めを命じましたが、関西電力が控訴したため、判決が確定し

ておらず、法的には再稼働できる状態にあります。

仮処分命令は、暫定的な処分ですが、この命令が停止されたり解除されるまでその効力が発揮し続けます。

- 仮処分命令が効果を失うのは、
- (1) 関西電力よりの異議等によって仮処分命令が取り消された場合。
 - (2) 執行停止が命じられた場合。
 - (3) 本案訴訟で運転差し止請求が棄却された場合。

① 関西電力による異議申立が行われ、現在その裁判が進められています。

この審尋(法廷)が、11月までの3回持たれることになっています。

また、この審尋は福井地方裁判所で大飯原発3・4号機運転差し止仮処分命令申立と一緒に行われることになりました。

この異議が認容される場合は、仮処分命令が取り消されることになります。

異議が棄却された場合、関西電

力は高裁に抗告することが出来ます。

② 関西電力は、仮処分の執行停止を求めましたが、5月20日に棄却され、再稼働できない状態が維持されています。

③ まだ本案訴訟が住民側より提起されていませんが、この訴訟で住民側が負ければ、仮処分命令が取り消されます。

本案訴訟は、住民側より行われるものですが、住民側が仮処分命令の継続を維持するために躊躇していると関西電力が住民側に本案訴訟の提起を求めて、起訴命令を求めることが出来ます。

一定期間が過ぎても住民側が本案訴訟を起こさない場合、仮処分命令が取り消されることになるようです。

いずれにしてもまだ当分の間、高浜原発3・4号機の再稼働が出来ない状態が続くことになるのです。

この状態を維持して本案訴訟まで持ち込むと少なくとも数年間は、再稼働出来なくなるのですからこの裁判闘争にみんなて結果して頑張ります。